

航空法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

航空整備士、航空運航整備士及び航空工場整備士（以下「整備士」という。）を含む航空業務を行おうとする者は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 22 条、第 24 条及び第 28 条の規定に基づき、その業務範囲に応じて国土交通大臣から資格別の技能証明を受ける必要がある。

法第 26 条及び第 29 条の規定に基づき、技能証明を受けるためには、一定の経歴を有するとともに、学科試験合格後に実地試験に合格することが必要であるが、これらの経歴及び試験の実施方法等の詳細は、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）に定められている。

規則第 48 条の規定に基づき、学科試験に合格した者は、合格通知から 2 年の間に実地試験を受験する必要があったところ、令和 7 年 3 月の「操縦士・航空整備士の女性活躍推進WG」のとりまとめにおいて、整備士に係る資格について、『現在の制度ができた当時（平成 5 年）と現在とでは働き方も大きく異なっている状況を踏まえ、育児休暇取得など、航空整備士の国家資格に関する学科試験合格から実地試験を受験するまでの期間に関し、現在の働き方を踏まえたものに見直すべきである』とされた。

これを踏まえ、諸外国の資格制度及び我が国の整備士の養成の実態に応じて、学科試験合格者に対する学科試験合格の有効期間を見直すため、規則について所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

(1) 学科試験合格の有効期間の変更等

① 学科試験合格の有効期間の変更（規則第 48 条関係）

規則第 48 条の規定により、学科試験に合格した者は、当該合格に係る通知があった日から 2 年以内に行われる実地試験を受験することができることとされている。

「操縦士・航空整備士の女性活躍推進WG」のとりまとめ及び欧州の制度を踏まえ、航空整備士の資格に係る学科試験に合格した者は、当該者が受けようとする技能証明の資格又は種類の別ごとに規則別表第 2 に定められた飛行経歴その他の経歴のうち、実地試験申請書の提出の日前 1 年以内に 6 月以上の整備の経験がある場合には、申請により、学科試験の合格の通知があった日から 5 年以内に行われる実地試験を受験できることとする。

② 整備の基本技術の修了証の有効期日の変更（規則第 50 条の 2 関係）

規則第 50 条の 2 第 3 項の規定により、法第 29 条第 4 項の規定に基づき国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設（以下「指定養成施設」という。）の課程を修了した者に対する試験については、申請により、実地試験の一部又は全部を行わないこととしている。特に、指定養成施設の課程のうち、規則別表第 3 の整備士の資格についての技能証明に係る整備の基本技術の科目に係る課程については、申請により、課程の修了後 2 年間、実地試験の一部を行わないこととしている。

今般、学科試験合格の有効期間が延長されることを踏まえ、ライフイベントを迎える機会の多い年代の女性整備士等が新たな技能証明の取得を志す事への阻害要因を取り除くため、整備の基本技術の科目に係る課程の修了者については、申請により、課程の修了後 5 年間、実地試験の一部を行わないこととする。

（2）指定養成施設の教育規程の提出方法の変更（規則第 50 条の 3、第 50 条の 9、第 50 条の 10 関係）

規則第 50 条の 3、第 50 条の 9、第 50 条の 10 の規定により、指定養成施設の指定、課程についての限定の変更又は教育規程の変更のいずれかの申請を行おうとする者は、国土交通大臣に教育規程を 2 部提出しなければならないこととしている。

今般、電子での申請を可能とするため、教育規程の部数の要件を設けないこととする。

（3）その他所要の改正

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 : 令和 8 年 6 月

施 行 : 令和 8 年 7 月